

ます。

○議長（五十嵐健一郎君）

東野議員の関連質問が終わりました。

ほかに、関連質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

50分まで、暫時休憩いたします。

〈午後1時40分 休憩〉

〈午後1時50分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づき、1回目の質問を行います。

1、権現荘経営の問題点について。

(1) 設置目的のための赤字想定額についてはどうか。

(2) 支配人の民間登用の提案者と当初の目的についてはどうか。

(3) 支配人の民間登用と公会計の整合性について。

① 支配人の裁量権の支出をどのように見ているか。

② 売り上げを伸ばすための費用をどのように見ているか。

③ 平成27年度の2,000万円の黒字目標の算出内容と結果はどうか。

④ 平成28年度の1,800万円の黒字目標の算出内容と結果はどうか。

(4) 支配人の裁量権のコスト管理について。

① 飲食サービスによるリピーターづくりの成果の分析はどうか。

② 支配人が宿泊した客室の費用と通勤費の扱いはどうか。

③ 支配人が個別に購入した品目の扱いと、警察への相談の経過はどうか。

④ 糖質ゼロのお酒の売り上げの扱いはどうか。

(5) 記録や伝票を残さない手法の責任者についてはどうか。

(6) 権現荘の経営問題の市民説明の方法についてはどうか。

## 2、Y中学校いじめ問題に関する調査結果報告書について。

### (1) いじめ専門委員会の報告書の扱いについて。

- ① 本日までには報告書に対する異議申し立てはあったか。
- ② 報告書のホームページ公開はどうか。
- ③ 保護者説明会において報告書の内容を説明しないのか。説明していないと思いますので、説明しないのか。

### (2) 相撲クラブ指導者と特別スポーツ推進委員の反省について。

- ① 報告書にある事件隠蔽についてはどうか。
- ② 「相撲のまち、糸魚川」の市の取り組みに対する認識はどうか。
- ③ 相撲クラブを続けるために何が必要であると考えているか。

### (3) Y中学校の教職員の考えについて。

- ① 今年度の中学校体育連盟の大会参加の判断理由はどうか。
- ② 学校の補習とクラブの練習の優先度はどうか。
- ③ 平成27年の秋、当時の教育長の指示で校長等の教職員がクラブ指導者に謝罪をしているが、理由は何か。今から見てどう考えるか。
- ④ 「相撲のまち、糸魚川」の認識についてはどうか。

### (4) 糸魚川市教育委員会の考え方について。

- ① 国体選手の育成と学校教育の優先度はどうか。
- ② 教育基本法に精神に違背するとあるがその認識はどうか。

## 3、今後の学校教育環境について。

### (1) 小中学校における避難所機能の拡充について。

- ① 一般教室へのエアコン設置はどうか。
- ② 多目的トイレやエレベーターの設置はどうか。
- ③ 太陽光発電の設置と自家発電機と投光器の点検はどうか。

### (2) 学力向上について。

- ① 学習習慣の定着の取り組み状況はどうか。
- ② 将来の職業の変化を見据えたキャリア教育はどうか。
- ③ 図書館司書や読書通帳など読書環境の拡充はどうか。

### (3) 障害児の教育支援について。

- ① 発達障害等の教育支援はどうか。
- ② 障害者雇用に向けた教育支援や雇用支援はどうか。
- ③ 障害児に対する市民理解への取り組みはどうか。

### (4) 不登校やひきこもりに対する支援について。

在学中と卒業後の教育支援と社会復帰支援はどうか。

### (5) 教職員の負担軽減について。

- ① いじめや不登校への対応支援はどうか。
- ② 部活動の顧問への対応支援はどうか。

## 4、地域活性化策について。

(1) 誘客ターゲットの細分化について。

糸魚川市の誘客戦略として四季別の観光プラン、目的別プラン、これまでにない概念による限定プランの創設をすべきと考えます。糸魚川らしさに新しく価値を付加する取り組みはどうか。

(2) 駅北大火後の復興とにぎわいづくりについて。

- ① 条件別定住促進策はどうか。
- ② サテライトオフィスの推進はどうか。
- ③ 復興シンボルとして実物大ガンダムの誘致作戦はどうか。
- ④ 名探偵コナンの謎解き街歩きゲームの導入はどうか。

(3) 糸魚川市の立地を考えた広域連携施設整備について。

- ① 50メートルプールの設置はどうか。
- ② フィッシングポートの設置はどうか。
- ③ 雪遊び公園の設置はどうか。
- ④ 登山とバックカントリースキーの受け入れはどうか。
- ⑤ サイクリングコースの拡充はどうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

保坂議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、設置目的を達成するとともに、収支については黒字を目指して運営してまいりましたが、結果として赤字になった年もありました。

2点目につきましては、平成19年と20年度は、能生事務所長が支配人を兼務しておりましたが、中越沖地震やリーマンショックの影響により、管理運営が厳しくなったことから、民間的な経営手法を導入するため、小林元支配人を採用することといたしましたものであります。

3点目の1つ目につきましては、元支配人に一定の権限があったものと考えますが、範囲や基準を明確にして、販売促進費から支出するものなど、会計処理を行うべきであったと考えております。

2つ目につきましては、営業活動における手土産代は交際費から、メディア掲載料などは広告宣伝費から支出しておりました。

3つ目につきましては、平成27年8月のリニューアル後の1年間の黒字目標は2,000万円といたしましたが、日帰りの利用者数がふえたものの、宿泊者数が減となり、結果として運営収支は408万円の黒字にとどまりました。

4つ目につきましては、平成28年度は黒字目標を1,800万円といたしましたが、入り込みは目標を下回ったものの、営業外収入があったことや食事の原価率を下げたことなどにより、結果として収支は約1,300万円の黒字となりました。

4点目の1つ目につきましては、平成27年度にサービスした個人・団体84組のうち、平成28年度に来訪いただいたのは28組であります。

2つ目につきましては、住民監査請求に基づき算出した宿直時の費用は、冷暖房費など約4万円です。

通勤手当は、平成26年度からは支出しておりません。

3つ目につきましては、仕入れた食材や飲料品など、在庫管理を定期的にしておらず、内部監査の指摘により、その後、改めております。

警察では、第三者から提出された告発状を踏まえ、捜査が行われており、市も捜査に協力するとともに、相談をいたしております。

4つ目につきましては、元支配人からの聞き取りでは、糖質ゼロの清酒については、飲み放題プランとして使用したものや、お客様のサービスに提供したものもあるとのこととあります。

5点目につきましては、サービスも記録すべきであり、現場の責任者である支配人の職務であったと考えております。

6点目につきましては、これまでも市議会一般質問や所管の委員会での内容は公開されておりますが、一定の段階で広報等で報告したいと考えております。

2番目と3番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

4番目の1点目につきましては、観光客の動向やニーズを的確に捉え、プランを提供していくことが大切だと考えており、今後も着地型観光の推進を図ってまいります。

2点目の1つ目につきましては、移住者の年齢層や家族構成などに応じた移住・定住支援を行っております。

また、被災エリアへの移住につなげるための支援制度の拡充も検討してまいります。

2つ目につきましては、新たなにぎわい創出の中で検討してまいります。

3つ目につきましては、所有者や権利者からは誘致については難しいとの回答を得ているところとあります。

4つ目につきましては、一事例として参考にしながら、糸魚川らしいにぎわいづくりに向けて努めてまいります。

3点目の1つ目につきましては、建設費や維持管理経費など、難しいと考えております。

2つ目につきましては、姫川港においては、港湾整備中であることから、現段階ではフィッシングポイントの設置は困難な状況とあります。

3つ目につきましては、青少年事業や家庭教育支援事業などで、子供を対象とした雪遊びや雪上での自然観察などを行っております。

4つ目につきましては、小谷村などとも連携をしながら、登山客の受け入れに努めております。

バックカントリースキーにつきましては、危険が伴うため、危険に対する周知に努めております。

5つ目につきましては、近年、自転車の愛好家やインバウンドの利用者がふえており、目的に応じたコースの設定を検討いたしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

保坂議員の2番目の質問にお答えします。

1点目の1つ目につきましては、異議申し立てはありません。

2つ目につきましては、個人情報保護の観点などから、ホームページでの公開は考えておりません。

3つ目につきましては、保護者会では報告書にある背景と原因について要点を説明し、いじめ防止に向けた取り組み方針を、資料に基づき説明をいたしました。

2点目の1つ目につきましては、報告書の記載のとおり、事実を承知した後、すぐには学校や保護者には伝えておりません。

2つ目につきましては、県のマイタウンスポーツ事業として取り組んできたもので、関係団体と協力して推進してまいりました。

3つ目につきましては、活動や寮での生活についてのルールづくりと、その遵守が必要と考えます。

3点目の1つ目につきましては、運動クラブ側が、学校の教育活動を優先にすることを校長が確認したことから、学校として大会参加を許可いたしました。

2つ目につきましては、学習活動が優先されるものです。

3つ目につきましては、健康管理上のお知らせを保護者にだけ伝えたことから、運動クラブ指導者から指摘がありましたが、両者に伝えるべきということで謝罪をいたしました。

4つ目につきましては、学校が過剰に配慮したという認識はありませんが、報告書で指摘されている点は、反省しております。

4点目の1つ目につきましては、知育・徳育・体育の力をバランスよく育成することが大事と考えております。

2つ目につきましては、報告書における厳しい指摘を、真摯に受けとめております。

3番目の質問にお答えします。

1点目につきましては、市立学校21校中、普通教室のエアコンは3校、多目的トイレは13校、エレベーターは9校、太陽光発電設備は5校で設置しております。

また、発電機等投光器は全学校に配備し、年に数回、点検しております。

2点目の1つ目につきましては、小学校では家庭学習カードを使って定着を図っております。

中学校では課題を出し、予習・復習についても点検を行っております。

2つ目につきましては、社会人としての基礎・基本を身につけること、望ましい勤労観・職業観を育むことを目指しております。

3つ目につきましては、学力向上につながる読書環境の整備について、引き続き取り組んでまいります。

3点目の1つ目につきましては、特別支援学級・通級指導教室で個別の教育支援に努めております。

2つ目につきましては、教育支援としては、高田特別支援学校・白嶺分校で就職に向けての企業実習や、職業訓練を実施しており、卒業後、就職された方には、ジョブコーチなどが支援を行って

おります。

3つ目につきましては、一貫教育方針の中に、特別支援教育を位置づけており、ことしは教育懇談会で市民理解を図っております。

4点目につきましては、不登校児童・生徒には、担任や相談員が家庭訪問や保護者との面談により対応をしております。

今年度は、保護者の会を開く予定であります。

5点目の1つ目につきましては、今年度、生徒指導支援員を配置し、各学校を巡回し、教職員へのアドバイスをしております。

2つ目につきましては、県のスポーツエキスパート事業により、外部指導者から支援を受けている部活動があり、今後の活用については、調査・検討してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それでは、権現荘の件からお願いいたします。

設置目的については、黒字を目標にされてきたと言うんですが、毎年のように赤字が出てきたものに対する達成度のこの見方っていうんですかね、それはどのように行ってきましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

その都度、決算の状況を分析、あるいは振り返りながら、次年度に向けての取り組み、あるいはまた過去で反省すべき点等を改善しながら、取り組みをいたしてきたところでございます。

なお、これまでの間に、皆様からご指摘のあった点については、改めて平成28年度の取り組みの中で改善をしたというところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今、会計的に多分、赤字のことを言われたかと思うんですが、そうではなくて、設置目的のためのその評価っていうものがあるかと思うんですね。それに対して、本来で言うその赤字想定額っていうものがあって、でも、その設置目的のために取り組んだっていうことを、毎年、多分、評価してこないと、設置目的がうたわれているのに、その辺の達成度っていうものを、毎年チェックしてきたかと思うんですね。そこを、聞いておるんですけど、意味わかりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

失礼いたしました。

設置目的については、地域住民の福祉の向上、都市と農山村の交流促進ということで、地域振興を図る目的で権現荘を設置いたしております。これについては、なかなか数値的なものでの評価というのは難しいわけですが、地域振興をしていく中で、一定程度、行政の負担が生じるというのは考えられるところかなと思いますけれども、やっぱり料金収入で運営できるようにということを目指して、黒字を目指して運営してきたということが、運営の考え方の基本のところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

会計のことは、また後で聞くんですが、やはりその設置目的に対して評価をしていかなければならない施設だと思うんですね。それが、今の答弁だと、やっぱり何もしてこなかったってことになるんですか。それでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

設置目的につきましては、金子部長が申しましたとおり、住民の福祉の向上とか、都市と農村の交流とかありますけれども、総じて地域振興なんだということでありまして、したがって、権現荘を運営すること自体が、存在すること自体が地域振興であるということでありまして、権現荘を運営していくということで、その運営していることによって、設置目的が達成されるということでありまして、そういったことで、設置目的によって、じゃ、経費的にどれぐらいかかるとか、そうではなくて、全体としてそういう地域振興に資するというようになっておりまして、そういったことで、全体として地域振興のために運営をしますけれども、全体として黒字を目標にしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

権現荘、施設がそこにあることが、地域振興であるってということですか。よくわからないんですよ。その設置目的に見合った、その何ていうのかな、その変化なり、この守られてるもののが何なのかっていうことを言わないと、それは設置目的を達成したことにはならないと思うんですね。そこを聞いておるんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

権現荘の存在、並びに管理運営自体が地域振興というのは、例えば具体的に申しますと、地域の雇用に資するということになりますし、また、食料等の調達についても、地域の食料を調達するというので、そういった面で存在なり、管理運営自体が地域振興に資するというふうを考えているものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

となると、その権現荘を守るための赤字想定額ってないと、やはり判断が困ると思うんですよ。それを聞いておるんですわ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

じゃ、その地域振興のために、どれだけの赤字額を想定しているかということでもありますけども、赤字額、地域振興に資しますけども、全体として黒字経営を目標にしてきたというものであります。ただ、そういったところで、その年その年によりまして、赤字が出たほうが多かったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

赤字の出ることを否定しているんじゃないですね。要は、皆さんが権現荘が、その設置目的をするために必要な施設であると。今、言われた雇用であるとか、食料調達をするためには、今、言ったように現実問題として1,500万円とか3,900万円とかって、赤字切ってきてるわけですよ。ある程度、それを想定した中での運営をしていかないといけないでしょう。だから、市としては、どのくらいは許せる範囲なのかっていうのが、なければおかしいんじゃないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

柵口温泉事業特別会計への会計の繰り出しについてでございますけれども、地域の福祉に資する

ためにといいことで、基準内の繰出金といいいことで、基準を設けさせていただきます。

1つにつきましては、公債費の元金償還分、それと公債費の利子償還分、それと今、運営してございますけども、教育目的利用の補填分、それと柵口温泉センター管理事業分、それと都市交流促進センター管理事業分といいいことで、会計繰り出し基準を設けております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません。私、理解力がなくて申しわけないんですが、そういったものを含めて、やっぱりどれぐらいの限度額っていい想定があると思うんですが、もし、ないってことになれば、湯水のごとく使ってもいいってことになっちゃうんですけど、それでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今の、能生事務所長が申しあげましたのは、いわゆる基準内繰り入れといいいことで、起債の償還等で交付税で算入されたりする部分を、基準内で繰り入れるといいいことの話を申しあげました。

議員がおっしゃられているのは、権現荘を運営する上で、どれぐらいを地域振興のためといいいことで、一般行政で想定されるのかといいいご質問だと思っておりますけれども、その部分については、先ほど私も申しあげましたように、ある程度の地域振興のため、副市長が申しあげました施設を存続・運営していくためにといいのは、考えられると思っておりますけれども、金銭的にはできるだけ、運営は料金収入で運営できるようにといいい、黒字を目指して運営するといいいスタンスで取り組んでまいりましたので、じゃ、どれぐらいの金額が可能なのかといいいような、具体的な金額設定といいいのはいたしておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

経営上の利益で回していきたいといいいのはよくわかるんですが、でもその地域振興とか設置目的を達成するために、権現荘を守らなきゃいけないって、そちら側が言ってるわけですから、不測の事態に耐え得るだけの、やっぱり考えっていいのがあってしかるべきだと思っておりますよね。それをもう、想定してないといいいことで、じゃ、理解しました。ちょっと驚きですね。

じゃ、次、2番目、民間登用の当初目的についてですが、支配人の民間登用を提案した当時、収支改善の手法や方法について、誰がどのように検討されていたのか。赤字解消が目的であったのか、再度、ちょっと確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほど、市長答弁でも申し上げましたけれども、権現荘の元支配人採用時においては、非常に中越沖地震あるいはリーマンショックで、それまで平成10年代の運営からみると、非常に厳しい状況になってきたというところで、民間的な経営手法をお持ちの方に権現荘の現場での運営を、ノウハウを使って運営をしていただくという考え方で採用いたしましたものであります。

そういう中におきまして、いろんな今までの取り組みの改善等を実施をいたしたところでございますけれども、過去の流れとか規定されている分野の中で、一足飛びにはなかなか改善をできない。そういうところで、平成21年に採用されておりますけれども、平成21年・22年・23年という中で、改善をされてきたところでございます。

その中で、施設についても非常に老朽化をしていると。特に、権現荘の本館については老朽化していると。それから、増築増築というような形で施設がなってきたもんですから、その辺の全体的な管理のしやすさとか動線の改善というような部分も、課題として挙がってまいりまして、それで平成26年・27年と、リニューアルをして取り組んで、新しい施設の中で実施をしていこうということでの取り組みをして、経過にいたったわけでございます。

平成27年度の運営については、これまでもご指摘のあったとおり、リニューアル後ということでありましたけれども、リニューアル中の休業に伴う赤字が大きくあって、それをリニューアル後回復、それを取り戻すだけのなかなかの収益が上げられなくて、結果的に平成27年度の決算については、赤字になったという流れでここまで来ております。

そういう中において、指定管理に移行する中で、今までの教訓も踏まえて、さらなる地域振興のための運営の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません、ゆっくり言いますね。

支配人の民間登用を提案した当時、収支改善の手法や方法について、誰がどのように検討されていたのか。そのときの目的は、赤字解消でいいのかって聞いているんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

誰がと言うよりは、能生事務所並びに総務部関係並びに市全体で、その辺の検討をしてきたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

誰か提案しなきゃ、話、テーブルにのらないでしょう。単純なことを聞いているだけです。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

誰がと言うのは、当時、やっぱり先ほど言いましたように、能生事務所長が権現荘の支配人を兼務しておりましたので、そういう中において経営の状況、厳しい状況もあるし、さらに兼務の状態でございましたので、今、副市長がお答え申し上げましたように、役所の中全体の協議の中で、民間の方からおいでいただいて、民間的な手法を取り入れて、次につなげていくという話が出て、小林元支配人というような形で採用の応募をして、採用決定したということになっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の答弁で、私の解釈でいくと、能生事務所長が兼務しておって大変だったんで、民間登用を検討してくれと。それが挙がってきたから皆さんで話し合っ、て、応募かけて、支配人を登用したということよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

一番最初の言い出しっぺが誰なのかというところは、ちょっと今現在のところでは確認できませんけれども、関係者で話をした上で、そのようなことになったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

誰が言い出しっぺかもわからない状態で、ずっと7年間やってきたちゅうことですね。驚きですね。

支配人登用の目的すら、今、はっきり言ってもらえなかったんですが、金子総務部長が、これまで答弁している、この「営業による売り上げを主目的とする支配人の登用」という言い方をしてきたんですけども、それっていうのは、いつ、どこでその方針になっているのか。もう当初から、そういう方針だったのか、途中で変わったのか、そこ、ちょっと確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

営業が主目的というのではなくて、元支配人を採用いたしました本来のところは、先ほど来申し上げておりますとおり、厳しい経営の状況に民間的な手法を取り入れて、経営改善につなげていくということであります。結果として、元支配人の営業力が民間的手法の中では、私どもが今までやってきたような営業力ではなく、新しい手法、あるいは新しい考えで取り組みをしてきたところを、お話し申し上げたところでございますけれども、市としての考え方としては、経営の民間的手法を入れた経営改善につなげていきたいというところでの登用でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

やっぱり、聞けば聞くほどわからないんですわ。前、金子総務部長は、その支配人の民間的な、要は売り上げを伸ばすっていうところに重点を置いたんだ。だったら、営業部長でいいじゃないかと、私、答えてると思うんですよ。

その方針自体は最初からあったのか、そうではなくて、いわゆる一般論的に支配人として、その施設全体を会計から労務管理から、何から何まで管理する人間として雇ったのか、その辺が曖昧なんで、もし、当初と目的が変わっているのであれば、どこで変わったのかと。いや、違うんですと。最初から全体を管理するんですよと。その辺を、きちんとわかるように説明していただきたいんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

昨年9月の総務文教常任委員会でもお話し申し上げたかと思っておりますけれども、全体的な権現荘の管理、予算面の管理であったり、現場の管理であったりという部分については、能生事務所と現場を管理する責任者の権現荘支配人と、分担するような形での管理でございました。

細部の細かいところの、裁量権の範囲とかその辺については、不明確だった点については、これまでもお話し申し上げたように不十分であって、その点は、当初の段階から明確に、細かいところまで裁量区分の明確化をしておく必要があったというふうに考えております。

管理全体的には、現場の管理については権現荘支配人、予算・決算の全体的な管理については能生事務所長ということでの、大ざっぱな管理の区分でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の答弁を踏まえて、支配人の主目的は、その営業で売り上げを上げることじゃなくて、全体の管理ということでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答え申し上げます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、支配人については権現荘の現場の管理。現場の管理というのは、当然、宿泊される方、利用される方、あるいは現場での物品の調達、あるいは職員の現場での管理・指導、こういう部分については、支配人の管理の責任の範疇だということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

やっぱりわからないので、次の質問行きますわ。

民間登用と公会計の関係になります。

支配人の裁量権について、先ほど市長が答えたんですが、6月議会一般質問で、市長は、一定の裁量権はあると考えますが、その範囲や基準を明確にすべきであったと回答していますが、つまるどころ、範囲や基準がなかったことを認めております。市長の答弁が事実なら、元支配人は自身で勝手に裁量権を判断できたってということになるんですが、それでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

裁量権については、権現荘の支配人については、規定上は能生事務所に所属する出先機関の長という位置づけであります。したがって、出先機関の長としての決裁・裁量権があるということであります。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、予算の管理、それから決算管理全体については能生事務所が所管をしておりましたので、細かい部分の裁量権の項目・内容を、細部にまで決めておく必要があったというふうに思っておりますが、それが、当時の状況では細かいところまで定めてなかったのが、支配人が自分の機関の長としてできる範囲内だというふうに理解をして取り組んで、結果となった部分があるということであります。そういう部分について、あらかじめ細部まで取り決めて、相互に確認をしていく必要があるということで、先ほど市長が申し上げたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、今のその答弁を聞くと、元支配人は自身で勝手に裁量権を判断できたということによろしいですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほども市長が答弁してきたように、元支配人にも一定の権限があったと考えております。

ただ、その辺の範囲や基準を明確にしてこなかったという反省はあると思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

確認します。だから、支配人は自分の勝手な判断で裁量権を行使できたってということですよって、念を押しているじゃないですか。何で答えないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

保坂議員の質問をとりますと、支配人が勝手に何でもかんでも裁量権があったんだねというふうにとれるんですけども、先ほど私、申しあげましたように、機関の長としての裁量権の範囲内で、能生事務所長との分界点を、細部まで明らかに明示しておく必要があったということでもあります。何でもかんでも裁量があったということではなくて、機関の長としての裁量権の範囲内で、能生事務所長との細かい裁量の分界点を明らかにしておく必要があったということでもあります。

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そうしますと、その出先機関の裁量権というのは具体的に何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

例えば食料等、食材料等の仕入れに関することとか、あるいは現場でのお客様の対応での裁量の範囲とか、そういうようなことが機関の長の範囲内にあります。予算的なものもありますし、現場の管理という部分で機関の長が、その施設の中の通常の運営といいますか、お客さんとの接客とか、先ほど来申し上げております職員の指導とかという部分について、現場の長の裁量ということでご

ございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

例えばその営業目的で、お客さんと飲酒を交わすとか、またお刺身をメニューを変えるとかっていうのも、結局、実際やってきてるんだけども、基準がない、上限がない。市長だって認めてるんですよ。だから一定の裁量権はあるんだけども、範囲や基準を明確にしてこなかったと、はっきり言ってるんですよ。となると、行政が何を言おうとも、この期間でやってることについては、支配人の裁量、まさに裁量ですよ。言葉かえると、勝手な判断でできたってことでしょうかって言ってるんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

勝手な判断でという表現が、少し私は抵抗を感じる所であります。

やはり、支配人として権現荘のために、よかれとして判断したものだと思っておりますので、勝手ではなくて、支配人として、権現荘のためにということで考えて判断した裁量権だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の答弁を受けますと、じゃ、これまで支配人が行ってきた全てのことは、全部、よかれと思ってやってきたことという認識でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

支配人がよかれと思ったということでありまして、私ではなくて、支配人がそう思って判断したものだと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そういうのを、勝手に判断したって言わないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほども申しましたとおり、勝手にということになると、少しその辺の表現的にはどうかという  
ことでありまして、その辺を訂正をさせてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

答えになってませんよ。だって、支配人がよかれと思ってやったことを、よしとしてしまえば、  
勝手にやったことも、よしとして認めたことになるんですよ。道理でしょう、だってそれ。そんな  
あべこべな答弁ありますか。確認しますよ、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

ですので、先ほど来から市長が申しましたとおり、一定の権限があったものと考えますが、範囲  
や基準を明確にしてこなかったという反省をしているということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ここ、大事なところなんで、だから何遍も確認しますが、その一定の基準がなかった範囲内で、  
支配人がやってきたことは、自分の判断でやってきてるわけですから、それを行政が認めたって  
いうことでいいですかって聞いているんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

支配人がそのようにやってきたものでありますけども、振り返ってみて、私らとしても、これは  
一定の基準や範囲の中ではなかったものも、私らはあると思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ということは、よかれと思ってやってきた内容でも、行政としては認められないものもあったということですのでよろしいですね。

じゃ、次に、売り上げ向上のための費用については、食の館プランとして、元支配人と能生事務所で検討されていると思うんですが、その戦略費用っていうのは、これはお互いに決めてきたと思うんですが、どのように見積もってきたのか。また、その広告宣伝費等、費用対効果っていうものを、どのように判断してきたのか。過去のことですからね、もう決算済みですから資料あると思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

売り上げを伸ばすための費用の内訳としまして、広告宣伝費と交際費がございます。

広告宣伝費につきましては、平成21年度2,271万7,000円、平成22年度497万2,000円、平成23年度572万6,000円、平成24年度756万6,000円、平成25年度795万6,000円、平成26年度732万8,000円、平成27年度646万2,000円、平成28年度313万2,000円でございます。

交際費につきましては、平成23年度5万4,000円。それで、それぞれメディアに対しての広告ですとか、広告等を上げまして、県外等に放送等のものを流してございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今、つらつらっと、いろいろ数字言っていただきましたが、当初、やっぱり目的があってそういう費用を使うわけですよ。決算のときに、どれくらい効果があったかって、やっぱり確認しますよね。それが、どのくらいの効果があったかっていう、もう決算してるわけですから、各年度でそういうのあるでしょうって。それ、どういうふうの評価してますかって聞いているんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

今、広告宣伝費等を、能生事務所長のほうで申し上げましたけれども、それぞれ営業活動というような考え方の中で、長野県方面であったり、富山県方面であったりのマスコミ、あるいは雑誌、そういうものへの広告宣伝を行っております。

ただ、相乗的に口コミであったり、あるいは利用された方のリピートであったりというようなこともありますので、この宣伝方法でこれだけの効果があったかというのを、なかなか分析できない、

効果測定できないというところがあります。一定の前年度の宣伝をした手法であったり、あるいは方面であったりというものを、前年度のを振り返りながら、その後、次の年の宣伝の方法とか、あるいは方面とかいうものを、取り組みする上で、前の年の状況等を振り返りながら実施をするという形で、検証の形をとって対応してきております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今、金子総務部長が言われた、その前年度を見てやるやり方っていうのは、まさに役所的なやり方であって、民間はこの手法でやってだめだったら、違う手を考えるんですよ。そういうのを期待して登用されたんじゃないんですか。前年対比で、要は成果が上がってなかったわけですよ、少なくとも前段。それに工夫を加えるのが民間的手法だと思うんですが、そこは確認されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

ちょっと細かいところは、私も手元に資料とかございませんけれども、元支配人のほうからは、前年度を見ながら、次はこういう方法がいいね、次はこういう手法で、あるいはこういう方面にこういうターゲットで営業をかける必要があるというようなことは、能生事務所と打ち合わせをしながら取り組みをしていたと。そういう、当然、意見を出しながら、取り組みをしていたと。また、そういう外部のエージェントの方とかというような話とかも、元支配人が入手をしたり、いろんな方面の専門的な活動をされている方のご意見を聞いたり、あるいは利用者の方の意見を聞いたり、そういうことについては、元支配人のほうで実施・取り組みをし、そのような提言をする中で、能生事務所と相談をしながら取り組みを進めたということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

じゃ、結論としては、やっぱり効果は分析できてないし把握もしてなかったってことになりそうですけど、それでいいですね。

あと、さっき市長答弁の中でちょっと気になったので、平成27年度の2,000万円の黒字目標の算出内容と結果はどうかというところで、406万円の黒字になりましたってあったんですが、あれ黒字だったでしたっけ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

平成27年度の、先ほど申し上げましたのは、リニューアル後1年間の収支ということで、黒字になったというふうに申し上げました、約400万円。平成27年度のリニューアル前に、一部休業していたときも含めての考え方でいくと、決算で昨年ご報告したり赤字でございました。先ほど、市長申し上げたのは、リニューアル後1年間ということで申し上げましたので、その点について、ご理解、誤解のないようにお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

通告書を素直に読んでくださいよ。何でそんな変化球みたいな投げてるんですか。もう、何か心乱れてますよ、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

私も、ちょっと舌足らずの説明でございましたけれども、2,000万円の目標という部分については、リニューアル後ということでお話をさせていただきましたので、2,000万円の目標に対するというところで、平成27年度リニューアル後ということで、お答えをさせていただいたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

通告書の内容、平成27年度の2,000万円の黒字目標のって、こういうふうに言われておりますが、平成27年度4月から翌年3月までの当初予算の目標は1,000万円でございました。リニューアル後1年間の目標ということで、2,000万円ということで、当時、お話をさせていただいたと思っております。

それで、あくまでもリニューアル後、売り上げを伸ばすんだよということで、先ほど私も申し上げましたように、リニューアル前の赤字の状態を、リニューアル後取り戻して、さらに黒字を上げるんだという目標を掲げたわけですがけれども、結果として、平成27年度決算で、全体では赤字になったということであります。

ただ、平成27年のリニューアル後の1年間については、黒字を目指していくんで、2,000万円の目標を立てたということであります。それに対しては、リニューアル後の1年間では、リニューアル後、利用客も宿泊・日帰り客等がふえた状況もあったんですけども、結果として、400万円の黒字にとどまったというご説明をさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

## ○10番（保坂 悟君）

じゃ、当初年度は1,000万円って言いましたっけ、目標ぐらいで、途中からリニューアル後のあれで2,000万円、でも、結果は400万円だったということですね。

ただ、このときに俺、3月議会でしたかね、能生事務所にこの目標、大丈夫かって言ったら、何かリニューアル後は、リニューアルするんで、請う御期待って言われた印象がすごく強くて、その割には大したことがなかったなと思ってたんですけど、じゃ、それは理解しました。

何が言いたいかっていうのは、要は、その目標設定がでたらめじゃないかってことを言いたかったんですよ。目標に対してのその取り組み。だから、ここに書いてあるように、その算出内容教えてくださいってということと、その算出した結果どうだったかってことを聞いているんで、そこ、答えられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

## ○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

今、ちょっと平成28年度について、説明させていただきますけども、客単価の向上と日帰り入浴部門の収支というようなことで項目を設けまして、目標を客単価、あるいは宿泊1人当たりの費用、あるいは1人当たりの利益、あるいは目標宿泊入り込み者数というようなことで想定をいたしまして、かくかく、例えば平成28年度でありましたら1,800万円というような形で計上させていただいたものであります。

ちなみに、平成28年度につきましては、目標客単価といたしまして1万4,000円ということとで設定をさせていただいておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

## ○10番（保坂 悟君）

そういう設定どおりだったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

## ○能生事務所長（土田昭一君）

平成28年度につきましては、目標客単価につきましては1万4,000円のところ、1万3,890円ということとでございます。それと、宿泊における総利益につきましては1,299万4,000円ということとでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

## ○10番（保坂 悟君）

でも、平成28年度は、それ全部売り上げじゃないんでしょう。いろんな消費税の分とか棚卸し分の売り上げ分とか込み込みでの数字でしたよね。純粋な売り上げっていうか、黒字じゃないですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

主なものにつきましては、ちょっと待ってください。

お待たせしました。平成28年度につきましては、先ほどちょっと落としてしまったんですけども、宿泊者につきましては1万4,000人に対して、宿泊者が1万2,800人に対して、8,938人ということで追加させていただきます。

それと、平成28年度につきましては、営業利益ということで1,299万4,000円ということでしたが、その内訳といたしましては、消費税還付分が702万5,000円、棚卸し売却分が456万2,000円等を含みまして、実際には121万2,000円でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

しみじみ思うのは、皆さん、権現荘の売り上げとかそういうものに対する意識っていうのが、私は低いなっていうふうに受けとめました。

次、行きます。飲食サービスのリピーターづくりに使った金額については、前回6月議会で、織田副市長から、特別会計は収入収支全体の中で、それぞれ経理をしていると。記録や文書がないため証拠がなく、きちんとした数字が出せない状態と答えております。

市長からも、公会計でやってきた細かいところは、なかなか我々はその中に踏み込んでこなかった。また、今、証拠がない中において、それを証明・説明しろと言われても、なかなか今、できない。まず、調査から始めなくちゃいけないというふうに答弁されております。

私が問題にしていることは、この大きな赤字が出て一般財源から補填しているのに、その中身を誰も確認しないことが問題であると思っております。赤字理由が不確定なものや、証拠がないものを、この市民の一般財源から補填することに、罪悪感みたいなものはございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答え申し上げます。

先ほど、冒頭のところででもお話ありました。権現荘の設置目的というお話がございました。地域振興を図るためということでございます。したがって、ある程度の行政負担をという話も申し上げましたけれども、基本的スタンスとしては、料金等の使用料等の収入によりまして、運営していくという基本姿勢で取り組んでまいりましたので、純粋たる運営部分での赤字については、結果とし

てそのようなことになりましたけれども、大変不十分、不満足であるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

じゃ、ちょっと飛ばしますけども、（4）の③のところ行きます。

警察への相談についてであります。第三者による告発とは別に、糸魚川市のこの相談したスタンスっていうものがどういうものか、具体的にどのような項目で警察に相談されているのかを、確認のため教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

警察への相談でございますけれども、3月議会でお話を申し上げまして、私ども、市役所内部での調査には限界があるということで、警察のほうに状況を説明をしながら、相談申し上げたところであります。その中におきまして、先ほどお話がありましたように、第三者からの告発もあったということ、警察のほうからお聞きいたしております。

その中で、相談申し上げたとき、そのようなお話もいただきながら、警察のほうとしても捜査を行っておるということでございまして、その捜査の状況に市としても全面的に協力をする中で、私どもの相談事項も含めて、その後も警察での捜査の状況等をお聞かせをいただきながら、捜査の状況と申し上げても、警察内部でのことでございますので、私どもにお話しただけの部分といただけない部分と、当然、ございます。お話しただけの部分の中で、私ども相談をさせていただいて、お伺いをいたしております。

警察としては、5月の末ごろの時点では、捜査の結果をその後検察庁に送って、検察庁のほうで処分の判断になるんだというふうにお聞かせをいただいて、総務文教常任委員会においてもそのようなお話で、6月の議会でご報告をさせていただいたところでございます。

その後の警察の状況については、特段、私ども、お知らせをいただけるような状況でもございませんので、その後の状況については、私どもとしてもわからないところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そういう経過じゃなくて、糸魚川市が警察へ行って相談した中身、相談した項目、それは何だったのか、どういうスタンスで行ったのかと。その第三者の告発じゃなくて、糸魚川市のスタンスはということで相談に行ったのかって聞いてるだけなんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

3月の定例会で各議会のほうへ提出しました、委員会等で提出しました市の調査結果を持って、警察のほうへ行きました。私らのほうの調査にも限界があるのでというので、逆に、捜査の専門であります警察のほうから、ご助言なりご指導をいただきたいと。場合によっては立件についてはどうかというのもありました。

ただ、そこへ行きましたら、警察のほうでは、第三者からの告発によりまして、もう既に調査をしてるということでありまして、その調査について協力をさせてもらったということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ということは、具体的な項目はないということですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

具体的な項目というよりは、何と申しますか、ご助言なりご指導を頂戴をしたいということと、それから立件できるかどうかというのも含めて相談をしたところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ごめんなさいね。くどいようですが、ご助言いただくには、どれどれについてって、項目言わないと、ご助言いただけませんよね。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

そういうことですので、3月に議会のほうへ提出した資料を持って、その資料、市のほうの調査結果の、調査の資料を持って、それを行ってきたということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そういう意味では究極の質問をしますが、私らにいただいた調査資料っていうのは、この表に

書いた聞き取り調査の資料でよろしいですか。もし、この調査報告書で聞いているというふうであれば、行政は、どっちかという支配人の言い分を、ほとんど丸のみしたような状況で調査報告されておるんですけど、それを持っていったってことですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

副市長が申し上げたのは、3月議会というのは、3月議会までの間で議会のほうに提出をいたしました調査の内容について、市としてはいろいろとご指摘のある中で、このような調査を市として実施してきたと。また、監査委員からのこういう内容での監査の結果報告等もあると。その内容等を全部、警察のほうに提供をする形の中で、今、副市長申し上げたようなことで相談いたしております。市の内部としては、調査ということで、これ以上、市のほうで調査するのに限界があるので、警察のほうから助言、あるいは取り組み等お話をいただく中で、相談に行ったということでもあります。

結果としては、警察のほうでは告発があつて、捜査しているよということでのお話でございましたので、市としては全面的に協力をする中で対応をしてきているということでございます。

したがって、市の私どもの調査では及ばないところについても警察のほうで、どのような中身かはわかりませんが、取り組みをされているというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私、総文の委員ですけども、要はこの、今までいろんな調査をしたものを、要は市としては是として、要はこれは正しいということ調べてもらいたいのか、いや、これは違うというふうにして調べてもらいたいのか、そのスタンスがわからないんで。要は、疑ってかかっているのか、信じてかかっているのかわからないんで、そこをどういうふうな形で警察に相談されたのかなと思って聞いてるんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

そういう中においては、是としたわけでもないし、非としたわけでもございません。これまでの調査の中でも、私どもは市の調査として実施をしたけれども、これ以上、じゃ、是なのか可なのか否なのかという部分について、なかなか市の内部としてもできないというところでの相談でございまして、これによって、これまで皆さんのほうからいろいろご指摘がある内容について、状況としてどうなのかということについて、警察のほうに相談を申し上げたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

市としては、自分たちで調査してきたことについて、警察の力をかりて、再度確認したいというスタンスで、じゃ、よろしいですね。わかりました。せつかく、自分たちで調査したのに、是非かもわからんちゅうのも、何か気の毒な話ですけど、了解しました。

続きまして、ちょっと時間がないので、Y中学校の報告書についてに移ります。

総務文教常任委員会において、この報告書の是非が、ちょっと問われました。なぜか。それは誰かがこの報告書は真実と異なるという話や情報が流れていたからです。また、調査が偏ってるのではないかという話も聞こえてきておりました。

ただ、しかし6月議会でも確認しておりますが、9月議会の一般質問で、異議申し立てがなかったということを確認しましたし、つまりこの報告書を是として解釈しなければいけないということ、今、再認識させていただきました。

さらに報告書は、公開を原則としているため、以前も重大事案がホームページに載っていたかと思うんですが、この報告書についても、市のホームページに掲載すべきと考えるんですが、先ほどは、個人情報との関係でしなないと言ったんですが、もう一度その理由、前回の重大事案はホームページに載ってたと思うんですが、これはなぜ、個人名は別に出さなくてもいいと思うんですが、やっぱり報告の内容は掲載すべきじゃないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

前回の重大事案につきましては、報告書の全ては、ホームページ上には公開されておられません。そこにおきまして、指摘されたこと、そしてそれを受けて、どのように教育委員会が取り組んでいるかということについては、ホームページ上で公開をしておるものであります。

今回につきましては、不特定多数の方が閲覧できるホームページ上に、この報告書を公開することがいかがかという判断から、現在のところはホームページ上では、公開をしておらないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その舞台となった中学校の保護者会の説明会においても、要約した内容は説明されたかとは思いますが、やっぱり具体的にどういうことがあったのかっていうことは、多分、保護者の方たちは知らされてないと思うんですよね。これは、やっぱり関係者という形で、そういう方たちには、この報告書の内容、知らせるべきではないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

報告書に関係しました、加害、また被害の方、またこの報告書を作成する際に、意見を聴取された方々には、この報告書の内容はお伝えはしてあります。ですが、全ての保護者の方々に、この報告書の内容を詳細にお知らせすることよりも、これから、その報告書を受けて、どのように取り組んでいくのか、こういう問題を再発させないためにどうしていくのかということをお知らせし、ご協力をいただくほうが適切かと考え、そのようにしたものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

物事って、何でもそうなんですが、やっぱり原因と結果ってあるんですね。今、山本課長が言われているのは、ただ結果の部分だけを踏まえて対策をっていう話なんです。でも、原因を、やっぱりきちんと知った上での、その過程があって結果に行かないと、本来の原因をなくすための作用には、私はなりにくいと思うんですよ。例えば原文があって、それを要約すると、伝わっているのは、伝言ゲームじゃありませんが、その意図とするところが伝わらない可能性があるんですよ。だから、せっかくなお金をかけて、委員の方につくっていただいた報告書については、少なくとも保護者の方には見ていただいたほうがいいんじゃないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

保護者会では、冒頭、私のほうから、この専門委員会でありました事件の背景について、口頭ですが説明をさせていただきました。どういう事件があって、そしてその背景にはどういうことがあったのかという、報告書に書かれたものを説明をさせていただきました。そして、資料をもとにその提言を受けての取り組みを説明させていただきました。経過、それから背景については、私はご説明したものだというふうにご説明させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そういうスタンスだということはよくわかりました。

じゃ、続きまして、相撲クラブ指導者とスポーツ推進員の反省について。

Y中学校のいじめ報告書に書かれてるんですけども、今回のこの問題点っていうのが、要は、1点目は相撲クラブ内の上下関係によるいじめの習慣化。相撲のため、大会出場のためという理由で事件を隠蔽していること。教育基本法を曲げる相撲クラブと中学校との関係と、その後の確執。

4点目は、「相撲のまち、糸魚川」という市と県の取り組みが、複雑に絡んでいたというふうを受けとめております。

気になるのは、よくスポーツ指導員とかが反省しているというふうに委員会とかで聞くんですが、何をどのように反省しているのかっていうのは、確認とれてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

学校側とクラブとの協議の中で、学校の教育活動を優先をして取り組んでいくということ、そして、ほかの生徒と同じように、何か連絡するときには、ほかの生徒と同じような連絡体制で行うということについて、運動クラブ側の方も了承され、そのとおり実施をされているということから、今までのことについては反省をされ、取り組んでおられるものというふうを受けとめております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

隠蔽についての反省って、何かお聞きになってませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

隠蔽ということではなく、スポーツ推進委員にしてみれば、それについてすぐ話をするということについて、ちゅうちょしてしまったということを、私には、直接、話をしておりました。隠そうとしたわけではないけども、そこでちゅうちょしてしまったということを言っておりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

でも、報告書にはそうは書いてありませんけど。本人が事情を調査されて答えてる中で、そうは書いてありませんよ。もしあれだったら、報告書読んでみてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

報告書ではD、Dというのはスポーツ推進委員ですが、はその後、B、被害の母親から歯が折れた原因を聞かれても事故が原因だと言い、また、Y中の教諭らに問われても同様のことを言っていた。また、C、クラブ指導者ですが、それも、その日の夕方までには事実を知っていたにもかかわらず

らず、Bの母親には治療や保険会社との交渉の話をするだけで、けがの原因が、Aが殴ったことによるものだという報告しなかったということが記されております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ちゅうちょしたっていうことは、別に反省しているわけじゃないですよ。そこが問題なんですよ。だけど、前の総務文教常任委員会の委員長とかは、行政は反省してる反省してるって、ずっと言ってきたんですよ。反省してれば、もっと言えば、もう今、9月ですけども、学校とスポーツクラブと教育委員会でルールなんかもう、すぐできていいはずなんですよ。それが、いまだに具体的にルールづくりもできていないっていう、そういうことを考えると、本当に反省してるのかなって、どうしても思っちゃうんですけど。何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今ほどの件については、報告書に記載のとおりでもありますし、こちらの教育委員会の事務局としても確認をしております。

ただ、被害に遭った被害者、また保護者のことを考えますと、知り得た時点で、事実を報告すべきであったということも私も思いますし、教育委員会事務局から、そういうことについての注意・指導等をお願いをしているものであります。

これから、ルールづくりをしているところにおいては、今までの報告書の提言、そういうものを受けとめたり、あるいは議会、また市民からたくさんのご指摘をいただいておりますので、そういうものを真摯に受けとめて、児童・生徒にかかわる大人は、教育委員会も含めて、学校・保護者・関係する団体、そういうものが足並みをそろえて協議をしてまいる、また、対応していきたいということで話を進めているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

加害者と被害者が練習中のけがをしたことについては、っていうことにした、そういうことにしたっていうのは、どういう背景があったかっていうことと、あとスポーツ推進委員が、相撲ができなくなるという考えで、けがよりも相撲のことを優先したっていう背景と、あと相撲指導者が被害者の保護者に、練習中のけがにしていたことの背景っていうのは何だと分析してますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

個々のことにつきまして、それぞれの当事者にその背景についての聞き取り、あるいは分析をしたものではございませんが、それぞれの立場において考えて行動されたものと思っております。今の件につきまして、事実関係をしっかりと調査してから報告をしようということで、ちゅうちょしていたという課長からの話もありましたが、そのためにはすごい時間がかかっている。そういうところが問題でありますので、そこをうたわれてるわけでございますから、そういうことのないようにということでの注意も、お願いをしているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

何を答えたんですか、今。要は、今、言った子供たちの背景、スポーツ推進委員の背景、スポーツ指導者の背景、何で、今回こんな行動をとったかっていうその背景は、分析しなきゃ反省にならないでしょう。さっき言った、原因を押さえないと結果に通じないんですよ。何でやらないんですか。確認してくださいよ。答えてくださいよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、個々についての分析、また聞き取りはしてはしておりますが、これから適正な対応をしていくために、またいじめを根絶するために協議をしまっているところでございますので、関係団体からも協力をお願いするところでございますので、そういう話の中で、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ちょっと確認しますが、あなた方はこうやって反省してるって言ってきたんですけど、相撲が強い生徒を特別扱いしているように感じる報告書なんですよ。5月の時点でも、いじめがあったということが、ここに報告にあります。いじめられた生徒は、逆さづりにされてコンクリートの床に頭を落とされたとありますが、要は逃げられない背景がある。また、その謝罪会で済ませていること自体、ちょっと疑問に思ってるんですけども、謝罪会で、5月の時点では済ませている。さらに今度、9月に入って、この歯が折られた被害者が、加害者と一緒になって口裏を合わせてるわけ

ですよ。練習中のけがということで。

こうした事件を、学校も教育委員会も知っておきながら、被害者の保護者による指摘で、今回、事件が発覚することになるんですけども、9月9日に、いじめとけがのことが判明して、市長の謝罪会見が10月26日ですかね、定例記者会見で行われております。その間に、第11回糸魚川市総合体育祭、総合開会式において、優勝競技者表彰式で相撲クラブが表彰されております。コーチに対しても表彰されております。

つまり、時系列で言うと、糸魚川市は、この被害者とその家族に対して、この流れを見てどういうふうに説明をされてきてますか。私、ちょっと疑問なんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えをいたします。

事件後、被害の保護者の方には、私どものほうでも面会をさせていただき、けがのことについてもお話をさせていただきましたし、そして、今後のことにつきましても、話をさせていただいております。また、今も連絡もとり、お話をさせていただいております。

被害者の方の気持ちになってみると、大切な体を、永久歯を折るという重大なけがをしたわけですので、非常に、また保護者の方におきましても、子供の安全を考えていただけたのに、このようなけがをしてということで、非常に失望をされているところが多かったと思いますが、それについてもお話をさせていただいているところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そのいじめ発覚後に表彰をされてますよね。そういったものについて、保護者から報告したり何か言葉とかいただけてませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

それについては、特にお話はいただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

教育委員会として、心痛みませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

体育協会の表彰ですけども、8月に評議員会が終わった後に、その後のことですので協会に伝えているのは10月に入ってからということになっておりますけども、その間に、やっぱり何らかの配慮というところでおこななければいけなかったのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

やっぱり最低限、被害者の方に了解を得るなり何なりすべきだったと思いますよ。

何が言いたいかって言うと、やはり、そのクラブも学校も教育委員会も、この「相撲のまち、糸魚川」ありきで、物事を全部運んできたんじゃないかっていうふうにとられますよ。いじめの最大の問題点は、被害者の視点に立って物事を考えていくっていうことが大事なんです。あなた方、いじめゼロ運動とか、学校でそういうこと、ずっと言ってきたんじゃないんですか。そういうキャンペーンを張りながら、一方では当事者、大人ですよ、大人が隠蔽したり、その教職員とクラブの確執があったことも、何か報告に上がってなかったり。今回のいじめが初めてじゃないですよ。5月にもいじめがあって、謝罪会まで行ってるっていう、そういう事実に触れながら、今の結果ですよ。これは、スポーツクラブも学校も教育委員会も、これ本当に反省して、ルールづくりなり何なりしないと、ここでまた相撲クラブ、私、今、通告書に書きましたけど、続けるために何が必要かと考えてるか、だから問うてるんですよ。それ言わないと、市民、納得しませんよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

そういった状況を、報告書、専門委員会の皆さんは、教育委員会の姿勢が、教育基本法の本質に違反するものではないかということとは明白であると。教育委員会は反省するべきであるというふうに、報告書にも記載をされております。

それにつきましては、先ほど教育長の答弁にありましたように、厳しい指摘を真摯に受けとめ、猛省をしているところであります。

また、クラブが存続のことにつきましては、先ほど教育長の答弁にありましたように、ルールづくりと、そのルールの遵守が必要かというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

やっぱりそこで反省している姿勢を示すには、報告書を保護者に見せるべきだと思いますが、改

めていかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

重ねての答弁になりますが、聴取された方々には、その報告書の内容についてはお知らせをいたしましたし、お見せをいたしました。ですが、そうではない方々、保護者の全ての方々にその報告書の内容全て見せるということについてよりも、それを受けてどのようにするのかということを一に、優先に考えておきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

じゃ、私も改めて言いますわ。さっきも言いました。原因・結果で考えた場合に、原因をきちんと正しく認識しないと対応ができません。伝言ゲームみたいに言葉になると、そこにまやかしが出たり、ぼやけてしまったりすることがございます。重大事案ですよ、重大事案。だから、第三者委員会まで立ち上げて調べたんでしょう。原因を根絶するためには、やっぱりきちっと伝えるべきだと思うんですよ。

改めて聞きます。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

専門委員会の調査報告書については、教育委員会としては、公開としております。

その公開の手法につきましてはいろいろございますが、ホームページに載せる方法、議員ご指摘のとおりでございますが、広報誌に掲載する、あるいは説明会等で周知をする、いろいろな方法の中で、それぞれの内容によって、取り扱いをしているものでございます。今の件につきましては、課長が先ほど申し上げたとおりでございます。

どちらにしましても、いじめ根絶に向けては、児童・生徒の立場を第一に考えて、周りの者が対応をしていかなければいけないということでございます。そのために、足並みをそろえて対応をしてまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

事のレベルが違うんですよ。第三者委員会からは、教育基本法に精神に違背するというふうに指

摘を受けてる内容なんです。だから、私もくどく言ってるんですよ。それぐらい自分たちに厳しい姿勢で臨まないと、市民、納得してもらえませんかよってということなんです。いかがですか、もう一度。基本法ですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

厳しいご指摘がたくさんあることは、それは真摯に受けとめております。そのために、一丸となって取り組んでいるところがございますが、今ほどの、全ての行政文書を公開したものを、全てホームページに載せるかどうかということについては、少し、今の件につきましては心配なところがありますので、載せていないというところがございます。重大事態にも、過去に載せているものにつきましては、調査報告書全部ということではございませんで、要点と、それから、これからの取り組みについての方針を載せているものであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

真摯に受けとめるという対応が、行動にあらわれなければ意味がないと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後3時31分 延会〉

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+